

広島県告示第七百四号

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成十九年六月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

化学的酸素要求量に係る総量規制基準の一部を改正する告示

化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四の二のQcj中「（平成三年七月一日以後に新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量）」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四関係）

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつき ミリグラム)			備考	
		既設	新増設			
二	畜産農業	イ	八〇	七五	平成八年九月一日前の特定施設にあつては、第三欄(3)の値は三〇とする。	
		ロ	七〇	六〇		
三	天然ガス鉱業	七〇	六〇			
四	非金属鉱業	三〇	二〇			
五	肉製品製造業	イ	五〇	四〇		
		ロ	五〇	三〇		
六	乳製品製造業	イ	三〇	二〇		
		ロ	五〇	三〇		
七	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	八〇	五〇	四〇		
八	水産缶詰・瓶詰製造業	六〇	五〇	五〇		
九	寒天製造業	九〇	八〇	八〇		
一〇	魚肉ハム・ソーセイジ製造業	六〇	四〇	四〇		
一一	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	八〇	四〇	四〇		
一二	冷凍水産物製造業	七〇	四〇	四〇		
一三	冷凍水産食品製造業	八〇	四〇	四〇		
一四	水産食料品製造業 (整理番号八の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	八〇	四〇	四〇		
一五	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	イ	七五	四〇		
		ロ	五〇	四〇		

四九	有機質肥料製造業	七〇	二〇	二〇	
五〇	たばこ製造業	三〇	二〇	二〇	
五一	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）	五〇	三〇	三〇	
五五	繊維工業（整理番号五一の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの	九〇	九〇	八〇	
五七	繊維工業で麻製織工程に係るもの	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
五八	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	五〇	四〇	三〇	
五九	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの （前項に掲げるものを除く。）	一〇〇	八〇	八〇	
六〇	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
六一	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇〇	五〇	五〇	
六二	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇〇	五〇	五〇	
六三	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	一〇〇	一〇〇	九〇	
六四	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	八〇	八〇	八〇	
六五	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	五〇	四〇	四〇	
六六	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	九〇	四〇	四〇	
六七	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	五〇	四〇	四〇	
六八	繊維工業 （整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一〇〇	三〇	三〇	
六九	一般製材業又は木材チップ製造業	四〇	四〇	四〇	
七一	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	三〇	三〇	三〇	
七五	木材薬品処理業	三〇	二〇	二〇	

八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六
の 原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグラントパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラントパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの
一一〇	九〇	七〇	七〇	七〇	八〇	一四〇	五〇	六〇	八〇
一一〇	九〇	六〇	七〇	六〇	八〇	一三〇	五〇	六〇	七〇
七〇	八〇	五〇	七〇	五〇	八〇	一三〇	五〇	六〇	六〇
			精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、第三欄(1)の値は八〇とする。						

八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	六〇	五〇	五〇	
八七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	四〇	三〇	三〇	
八八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	五〇	四〇	四〇	
八九	機械すき和紙製造業	七〇	六〇	六〇	パルプ製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、七〇、七〇とする。
九〇	手すき和紙製造業	九〇	九〇	八〇	
九一	塗工紙製造業	三〇	二〇	二〇	
九二	段ボール製造業	五〇	四〇	四〇	
九三	重包装紙袋製造業	八〇	八〇	八〇	
九四	セロファン製造業	五〇	四〇	四〇	
九五	乾式法による繊維板製造業	五〇	五〇	五〇	
九六	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	九〇	九〇	七〇	
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	四〇	三〇	三〇	
一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	六〇	六〇	六〇	
一〇一	製版業	六〇	六〇	六〇	
一〇二	窒素質・りん酸質肥料製造業	五〇	三〇	三〇	
一〇三	複合肥料製造業	五〇	三〇	三〇	
一〇四	化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	三〇	三〇	
一〇五	ソーダ工業	二〇	二〇	二〇	
一〇六	電炉工業	二〇	二〇	二〇	
一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	二〇	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に

一〇八	無機化学工業製品製造業 (前三項までに掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	従い、七〇、六〇、五〇とする。
一〇九	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	七〇	六〇	五〇	(一) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二二〇、二〇〇とする。 (二) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、九〇、九〇とする。 (三) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一四〇、

一一〇	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	五〇	五〇	五〇	一四〇とする。 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇、一九〇とする。
一一一	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	三〇	三〇	三〇	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン重合樹脂の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、七〇、七〇とする。
一一二	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	四〇	四〇	四〇	(一) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、六〇、六〇とする。 (二) クロロプレングム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一四〇、一四〇とする。
一一三	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	六〇	六〇	六〇	(一) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二七〇とする。 (二) 有機農薬原体製造工程にあつては、第

一一九	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	一一八	コーラル製品製造業	一一七	発酵工業	一一六	メタン誘導品製造業		一一五	脂肪族系中間物製造業	一一四	石油化学系基礎製品製造業 (整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)	
五〇		一四〇	一三〇	四〇					六〇		六〇		
五〇		一四〇	一三〇	三〇					六〇		五〇		
四〇		一四〇	一三〇	二〇					六〇		五〇		
する。	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、一九〇とする。						(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一四〇、一四〇とする。		(一) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二一〇、二〇〇とする。			(二) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、九〇、九〇とする。	
												三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一八〇、一六〇とする。	

一 二 〇	プラスチック製造業	一 二 二	合成ゴム製造業	一 二 二	有機化学工業製品製造業 (整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)
三 〇		五 〇		六 〇	
三 〇		四 〇		六 〇	
三 〇		四 〇		六 〇	
<p>(一) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、六〇とする。</p> <p>(二) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、六〇、五〇とする。</p>	<p>(一) 乳重合合法による合成ゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八〇、七〇、七〇とする。</p> <p>(二) クロロプレノンゴム製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一四〇、一四〇とする。</p>	<p>(一) 有機ゴム薬品製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三二〇、二八〇、二八〇とする。</p> <p>(二) 有機農薬原体製造工程に</p>			

一四六	化学工業 (整理番号一〇二の項から前項まで掲げるものを除く。)	七〇	五〇	五〇	
一四七	石油精製業	四〇	二〇	二〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、三〇、三〇とする。
一四八	潤滑油製造業 (前項に掲げるものを除く。)	四〇	三〇	三〇	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇、五〇とする。
一四九	コークス製造業	二〇〇	一九〇	一二〇	
一五〇	石油コークス製造業	八〇	八〇	七〇	
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一〇	一〇	一〇	
一五二	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	七〇	四〇	四〇	
一五三	ゴム製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一五四	なめしかわ製造業	一一〇	一〇〇	一〇〇	
一五五	毛皮製造業	六〇	六〇	六〇	
一五六	板ガラス製造業	二〇	一〇	一〇	
一五七	板ガラス加工業	二〇	一〇	一〇	
一五八	ガラス製加工素材製造業	二〇	一〇	一〇	
一五九	ガラス容器製造業	二〇	一〇	一〇	
一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	二〇	一〇	一〇	
一六一	卓上用・ちゆう房用ガラス器具製造業	二〇	一〇	一〇	
一六二	ガラス繊維(長繊維に限る)・同製品製造業	六〇	六〇	六〇	
一六三	ガラス繊維・同製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	四〇	四〇	四〇	
一六四	ガラス・同製品製造業 (整理番号一五六の項から前項まで掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一六五	生コンクリート製造業	二〇	一〇	一〇	
一六六	コンクリート製品製造業	二〇	一〇	一〇	
一六七	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一六八	黒鉛電極製造業	三〇	二〇	二〇	
一六九	碎石製造業	三〇	二〇	二〇	
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業	三〇	二〇	二〇	

一九九	鉄鋼業 (整理番号一七三の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一九八	鉄粉製造業	一五	一〇	一〇	
一九七	可鍛鉄製造業	二〇	一〇	一〇	
一九六	鋳鉄管製造業	二〇	一〇	一〇	
一九五	鋳鉄鑄物製造業 (次項及び整理番号一九七の項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一九四	鋳鋼製造業	二〇	一〇	一〇	
一九三	鍛工品製造業	一五	一〇	一〇	
一九二	鍛鋼製造業	一五	一〇	一〇	
一九一	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一九〇	めっき鉄鋼線製造業	二〇	二〇	二〇	
一八九	めっき鋼管製造業	二〇	二〇	二〇	
一八八	亜鉛鉄板製造業	二〇	二〇	二〇	
一八七	ブリキ製造業	二〇	二〇	二〇	
一八六	伸線業	二〇	一〇	一〇	
一八五	引抜鋼管製造業	一五	一〇	一〇	
一八四	磨棒鋼製造業	二〇	一〇	一〇	
一八三	伸鉄業	二〇	一〇	一〇	
一八二	鋼管製造業	三〇	二〇	二〇	
一八一	冷間ロール成型形鋼製造業	三〇	二〇	二〇	
一八〇	冷間圧延業 (整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)	三〇	二〇	二〇	
一七九	熱間圧延業 (整理番号一八二の項及び同一八三の項に掲げるものを除く。)	二〇	二〇	二〇	
一七八	製鋼・製鋼圧延業 (転炉(単独転炉を含む。))又は電気炉(単独電気炉を含む。))によるものに限る。)	二〇	二〇	二〇	
一七六	高炉によらない製鉄業 (前項に掲げるものを除く。)	二〇	一〇	一〇	
一七五	フェロアロイ製造業	二〇	二〇	二〇	
一七三	高炉による製鉄業	二〇	二〇	二〇	
一七二	うわ薬製造業	三〇	二〇	二〇	コークス炉を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、五〇、五〇とする。

二二五	リネンサプライ業		八〇	六〇	五〇	
二二六	洗濯業 (前項に掲げるものを除く。)		九〇	五〇	五〇	
二二八	写真業(写真現像・焼付業を含む。)		七〇	六〇	六〇	
二二九	自動車整備業		三〇	二〇	二〇	
二二〇	病院		六〇	三〇	三〇	平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。
二二二	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第百三十八号)第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。)	一 昭和五〇年四月一九日以前に設置し、昭和四十四年建設省告示第千七百二十六号第六に定める構造基準に合致しないもの 二 その他	七〇	四〇	四〇	(一) 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 (二) 平成一八年二月一日以降に設置したし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、三〇、三〇とする。 (三) (二)のうち、

<p>一四 自動式車両洗 浄施設を有するもの (整理番号二の項 から前項まで及び</p>	<p>一三 酸又はアルカリによる 表面処理施設を有するもの (整理番号二の項から前 項まで及びこの 項の一から一 二までに掲げる 業種その他の 区分に属する ものは除く。)</p>	<p>イ</p>	<p>一一 洗い張り・染 物業 一二 生活雑排水、 整理番号二二一の 項及び同二二二の 項に掲げるし尿浄 化槽以外のし尿浄 化槽(同二〇九の 項、同二一四の項、 同二二〇の項から 同二二三の項まで 及び前三項までに 掲げる業種その他 の区分に属する指 定地域内事業場は 除く。)</p>	<p>九〇</p>	<p>九 水道業 一〇 旅館その他の 宿泊所 (整理番号二一四 の項に掲げるもの を除く。)</p>	<p>五〇</p>	<p>八 飲食料品小売業 (整理番号二一二 の項に掲げるもの を除く。)</p>	<p>七五</p>
<p>四〇</p>	<p>一五</p>	<p>二〇</p>	<p>五〇</p>	<p>九〇</p>	<p>九〇</p>	<p>三〇</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
<p>二〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一五</p>	<p>四〇</p>	<p>六〇</p>	<p>六〇</p>	<p>三〇</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
<p>二〇</p>	<p>一〇</p>	<p>一五</p>	<p>四〇</p>	<p>六〇</p>	<p>六〇</p>	<p>三〇</p>	<p>四〇</p>	<p>四〇</p>
			<p>平成一八年二月 一日以降に設置 したし尿浄化槽 を使用するもの にあつては、第 三欄の値は、そ れぞれ同欄の順 序に従い、三〇、 三〇、三〇とす る。</p>		<p>平成一八年二月 一日以降に設置 したし尿浄化槽 を使用するもの にあつては、第 三欄の値は、そ れぞれ同欄の順 序に従い、三〇、 三〇、三〇とす る。</p>			

	一五 その他				
	ロ	イ	一五 二〇	一〇 一五	一〇 一五

備考 この表の第二欄中イとあるのは、最大排水量五〇〇立方メートル未満の事業場を示し、ロとあるのは、最大排水量五〇〇立方メートル以上の事業場を示す。

附 則

この告示は、平成十九年九月一日から施行する。ただし、平成二十一年三月三十一日までの間は、Cc、Cco、Cci及びCcj（平成三年七月一日（別表第二の六の項から一一の項までに掲げる指定地域内事業場にあつては、それぞれ当該各項の下欄に掲げる基準日）から平成十九年八月三十一日までに、特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水に係るものに限る。）の値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、なお従前の例による。